



税の申告はお早めに

申告期間 **2月16日(木)～3月15日(水)**

※土・日曜日を除く。

2月16日(木)から、所得税の確定申告と町・県民税の申告が始まります。番号法の施行に伴い、平成28年分以降の確定申告書や町・県民税申告書などを提出する際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。あらかじめ必要な書類を準備して、早めに申告しましょう。

【桜井税務署 ☎42・3501 / 町税務課課税第一係 ☎34・2112】

所得税の確定申告

自営業の人はもちろん、会社員の人も給与以外の所得がある場合は、申告をしなければなりません。

期間内に申告をしなければ、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めることになるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。

正しく早めに申告しましょう。

確定申告の必要な人

- ▼1年間の給与の収入金額が2千万円を超える人
- ▼給与を1カ所から受けている人で、給与や退職所得以外の「所得の合

計額」が20万円を超える人

▼2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、年末調整を受けた主な給与以外の給与の収入金額と給与や退職所得以外の「所得の合計額」との合計額が20万円を超える人

▼営業、農業、報酬、不動産、年金譲渡などの所得のある人で、税法により納税が必要な人

所得税の還付が受けられる人

- ▼次の条件などに該当する人は、確定申告をすることで、源泉徴収された税金が戻ることがあります。
- ▼住宅借入金等特別控除及び各種控除などの適用を受ける人
- ▼年末調整を受けていない人

年金受給者の事前の所得税確定申告の相談・受付

年金受給者の所得税申告は、次のとおり、事前に相談し、確定申告書を提出することができます。

期間

2月7日(火)～9日(木)
午前9時30分～正午
午後1時～3時30分

場所

町民ホール(町役場西側)

※税務署からの案内ハガキは郵送されません。

※時間帯によっては、待ち時間が長くなることがあります。また、混雑などにより受付を早めに終了することがあります。

※還付を受けるために確定申告をする場合は、給与や退職所得以外の所得の合計が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

申告に必要なもの

- ・印鑑 ・個人番号確認書類(通知カードなど) ・源泉徴収票(原本) ・本人確認書類(運転免許証など)
- ▼生命保険料控除を受ける場合
- ・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除証明書
- ▼国民年金保険料・国民年金基金掛金について社会保険料控除を受けられる場合
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ▼地震保険料控除を受ける場合
- ・地震保険料の控除証明書(長期損

害保険料の控除証明書も含む)

▼医療費控除を受ける場合

- ・支払った医療費の領収書
- ・保険などで補填された金額の分かる書類

▼寄附金控除を受ける場合

- ・寄附先から発行された受領証明書など

▼住宅借入金等特別控除を受ける場合

- ・家屋などの登記事項証明書
- ・請負または売買契約書の写し
- ・住民票
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ・増改築の場合のみ、右記以外に増改築等工事の証明書
- ▼還付申告をする場合
- ・還付金の受取口座(本人名義)番号が分かるもの



2月の納付（普通徴収分）

納期限 **2月28日**(火)

種類 ●固定資産税（第4期分） ●国民健康保険税（第8期分） ●介護保険料（第8期分） ●後期高齢者医療保険料（第8期分） ●更正などによりさかのぼって賦課された税及び保険料の上記納期限分

安全で便利な口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1カ月前までに行ってください。
※口座振替（自動払込）制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

手続きはお早めに

単車などの廃車・名義変更届を

税務課課税第一係 ☎ 34-2112

4月1日現在の所有者に課税

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、単車や軽自動車などを所有している人に課税されます。そのため、これらの車両を譲渡または廃車した場合は、必ず下表の機関へ届出をしてください。

4月1日までに届出がない場合は、平成29年度分の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

各車種の手続き場所

車種	手続き場所・電話番号
単車など(125cc以下)	町税務課課税第一係 ☎ 34-2112
軽二輪車(250cc以下)	奈良県軽自動車協会 ☎ 0743-58-3700
二輪小型自動車 (250cc超)	近畿運輸局奈良運輸支局 ☎ 050-5540-2063
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 ☎ 050-3816-1845

普通自動車の手続き

普通自動車は、自動車税として県の税収になります。普通自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)などの各種手続きは、近畿運輸局奈良運輸支局で行ってください。検査・登録の手続き案内は、ヘルプデスク(☎ 050-5540-2063)で24時間行われています。また、近畿運輸局ホームページ(<http://www.tbmlit.go.jp/kinki/>)に、各種手続き案内が掲載されています。

3月末には、自動車の検査・登録の各種申請が集中して窓口が大変混雑します。各種手続きはできるだけ早くお済ませください。

町・県民税の申告

申告する場所

本紙折込チラシをご覧ください。

平成29年1月1日現在、田原本町に住んでいる人は、平成28年中の所得状況について申告をしていただく必要があります。ただし、所得税の確定申告をする人や、給与所得または公的年金など

の所得のみの人で勤務先などから町へ給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出されている人は、その必要はありません。医療費控除や生命保険料控除などの適用を受ける場合は、申告が必要となる場合があります。申告書は、申告が必要であると思われる人に1月下旬に郵送していただきます。届いてない場合は、税務課にご連絡ください。

所得がなくても申告を

所得がなかったなどの理由により申告をされなかった場合、非課税証明書などの税務証明を交付できないことがあります。また、国民健康保険などの算出の資料にも利用しますので、平成28年中に所得がなかった場合でも、町・県民税の申告をお勧めします。

- ・申告書
- ・印鑑

個人番号確認書類(通知カードなど)
本人確認書類(運転免許証など)
確定申告に必要なものと同様の書類

申告する場所
・町役場税務課窓口
・自治会の公民館など
※申告受付日時・場所は、申告書に同封されている案内でご確認ください。